



相続の手帖

HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]



解説! 知って得する 家族信託

エンディングノート活用術(その1)

「エンディングノート」

という言葉を目にしても何を書いたらいいのかわからない...自分にはまだ関係ない...そんな風に感じられる方も多いのではないのでしょうか?

今回は「エンディングノート」をきっかけに、将来の備えについて考えるようになった「信託 花子」さんの例をみながら、具体的な活用方法をご紹介します。

今回のおはなしの主人公

信託 花子
(68歳)

(夫)
信託 太郎

(長男)
信託 一郎
(45歳)

長男の妻
(40歳)

孫
(10歳)

最近、息子さんに勧められてエンディングノートを書いてみることにした花子さん。大した財産があるわけでもないから...とためらいながらも書き始めてみると、いろいろな想いや疑問がでてきました。

財産リスト(不動産)

主 地	物件 1	物件 2	物件 3
所在地(番地、区画番号)			
所有者			
登記(建物所有権、借地権等)			
用途			
取得年月日			
取得価格			
取得方法			
取得経路			
取得経路			
取得経路			

介護・医療に関する希望

① 介護・医療に関する希望	
希望する介護・医療の種類	希望する介護・医療の場所
希望する介護・医療の種類	希望する介護・医療の場所
希望する介護・医療の種類	希望する介護・医療の場所
希望する介護・医療の種類	希望する介護・医療の場所
希望する介護・医療の種類	希望する介護・医療の場所

葬儀について

① 葬儀に関する希望		
希望する葬儀の種類	希望する葬儀の場所	希望する葬儀の時期
希望する葬儀の種類	希望する葬儀の場所	希望する葬儀の時期
希望する葬儀の種類	希望する葬儀の場所	希望する葬儀の時期
希望する葬儀の種類	希望する葬儀の場所	希望する葬儀の時期
希望する葬儀の種類	希望する葬儀の場所	希望する葬儀の時期

花子さん、
エンディングノートを通して
現在や将来の状況を客観視でき
課題が見えてきた
みたいですね。



へえ...

財産のことだけでなく病気のこともなんかも書くのねもし、介護が必要になったらどうしようかしら?

いつまでも元気とは限らないし誰かの助けが必要になってからの人生も意外と長いのかもしれないわ

世話してもらう相手... 息子はしっかり者が優しいけど、お嫁さんには迷惑かけたくないわね...

そういえばここ最近、物忘れが多くなってきたし... なんだか足腰も弱ってきたのよね

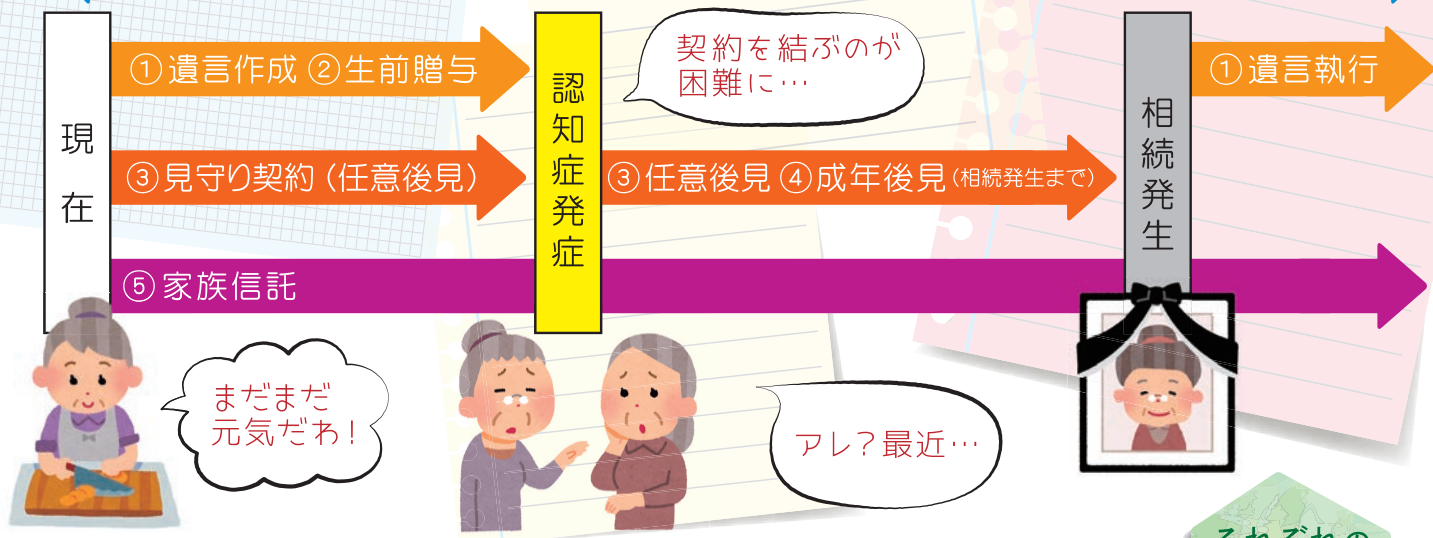
自宅には愛着もあるし、施設に馴染めるかどうか不安だから、すぐに手放したくないけど管理はどうしたらいいのか...

そうすると施設に入るのが現実的だけどお金は足りるかしら...? ゆくゆくは自宅を手放さないとね

エンディングノートで見てきた将来に備える

エンディングノートはおもに人生の後半戦、その先の暮らし方についての想いを書き起こすものです。そして自分の想いを実現するためには「遺言書」「生前贈与」「任意後見」「家族信託」など様々な制度があり、それぞれ対応できる事柄や期間が決まっています。

エンディングノートではこの期間の暮らしの希望について書きだしていきます



それぞれの
タイミングと
特徴

1 遺言

死亡した時の相続に関する決めごとを書き記すものです。判断能力があるうちに書いておきます。

2 生前贈与

自分の財産を無償で他の人に渡すことです。好きな相手に、好きな時に、好きなだけ贈与することができます。判断能力があるうちはいつでも実行することができます。

3 任意後見 見守り契約

判断能力があるうちに、後に財産管理を任せる人（任意後見人）を、あらかじめ選んでおく制度です。判断能力があるうちは「見守り契約」といって定期的な状況確認を（任意後見人が）行います。

4 成年後見

判断能力がなくなった後の財産管理を、裁判所が選んだ人（後見人）に代わりにやってもらう制度です。

5 家族信託

元気なうちから判断能力がなくなった後や死後のことまで決めておくことができます。これまでの制度では実現できなかった事を決めておくことができます。
※詳しい内容は次ページで解説しています。

ライフステージ
に応じて様々な状況
の変化が生じてきます。
大切なのは、その状況の
変化とご自身の希望に
合った制度をうまく組み
合わせて活用する
ことです。

想いをかたちにする
エンディングノート
ダウンロードサービス



左記のURLかQRコードからアクセスできます。
「ダウンロード」ボタンをクリックするとエンディングノートが見れます。
※事務所にて現物をご用意しております。お気軽にお申しつけください。

エンディングノートによって
見えてきた将来への備えを
考えはじめた花子さん。
ここでは実際に家族信託を
使った場合の仕組みと具体例を
ご紹介していきます。

認知症に備える 家族信託 活用例

POINT ②

花子さんが認知症になってしまっても
必要に応じて一郎さんが自宅を売却して
老後の資金を用立てることができます。



受託者 財産管理を
託される人

(長男)
信託 一郎
(45歳)

信託契約

委託者 財産管理を
託す人

信託 花子
(68歳)



信託財産

自宅

必要に応じて売却
※売却で得たお金も信託財産



介護施設

受益者

信託財産から
益を受ける人

将来移り住む

POINT ① 将来、花子さんが介護施設に移り住む場合に備えて
自宅をしっかり者の長男一郎さんに信託しておけば
その後の管理を一郎さんに任せることができます。

STEP 1

そもそも信託とは？

その名の通り『信じて、託すこと』。
自分の財産を、ある目的を達成するために用いるよう
信頼のできる人に託す事です。
花子さんの場合、介護施設の入所費用に充てるために
自宅という財産を【管理】【処分】するという権限を
長男の一郎さんに託すことになります。
このように、信託銀行などの資産運用のプロではなく
子供や孫といった親族に託す事を特に『家族信託』と
呼んでいます。

わたしの想いや
状況に合わせて
管理してくれるのね



STEP 3

信託って誰のために？

信託財産から益を受ける人のことを受益者と言います。
受託者は、委託者の目的に沿って、受益者のために
財産を管理していくことになります。
花子さんの信託契約は自らの老後の為なので「委託者」
であると同時に「受益者」でもあります。
このように委託者と受益者は同一でも構いません。
また、受益者が亡くなった時のために、次の受益者を
決めておくこともできます。
『誰のため』『何のため』『どんな時のため』に
信託するのかに応じて決められます。

わたしが死んだら
残りのお金は孫の
学費にしてね



STEP 2

信託すると財産はどうなるの？

信託された財産は、託される人(受託者)の名義になり
ますが、託した人(委託者)の目的を達成するために用い
るという制限が課されますので、受託者は信託財産を
登記したり別名義の口座(信託口座)に入れるなどして
受託者自身の財産とは分けて管理する必要があります。
花子さんの場合、自宅を一郎さんの名義に変更し
同時に信託財産であるという登記をします。
またその後、自宅の売却で得たお金は一郎さんが
自分のものとは別の口座で管理し、花子さんの介護施設
の入所費用に使うことができます。

家を売ったお金は
意図した目的だけに
使ってもらえるのね



STEP 4

家族信託をするには どうすればいいの？

基本的には、委託者と受託者との間で「信託契約」
という契約を結ぶことで成立します。
信託契約は長期間にわたって効果の続く契約です。
法律や税金の専門家に相談して内容を練り、しっかりと
した公正証書にするのがオススメです。

あなたの想いを
お聞かせください！



では「終活」はいついつ始めるのが理想的なのでしょう？花子さんは、エンディングノートを書いてみてうまく終活をスタートさせることができました。でも花子さんのように元気なうちにエンディングノートを書いてみようという人はまだまだ少数なのです。



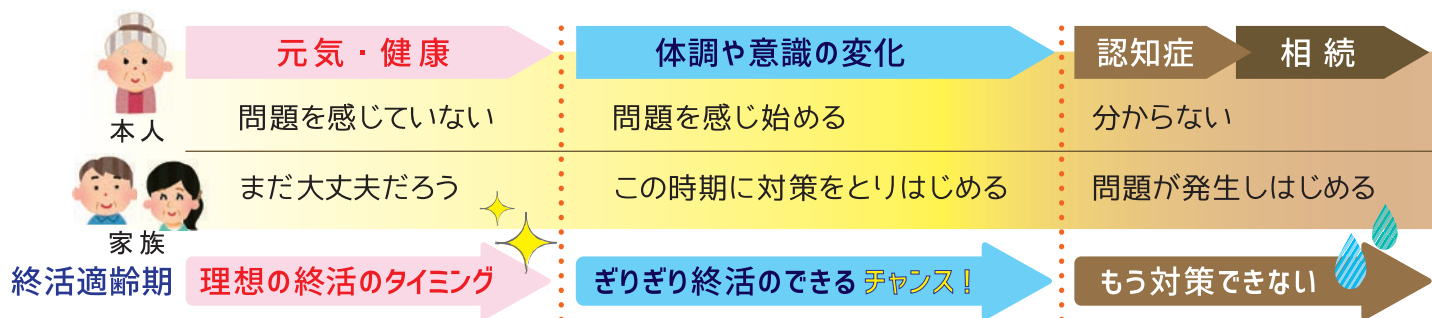
終活適齢期はいつごろ？



「人は対策ができるうちは何もせず、問題を感じた時にはもう何もできない」

とはよくいったもので、実際相談を受ける中で一番多いのは、すでに認知症を発症した親の財産管理について、子供が相談に来るというケースです。残念ながら、そうなるからではもう対策をとることはできないのが現状なのです。ひとつ断言できるのは「元気なうちだ」という事。早ければ早いほど取れる対策の選択肢が多くなります。

<健康状態と終活適齢期対応表>



**相談無料
要予約**

予約電話 **087-813-9913**

平日 14:00~16:00

エンディングノートを使った「無料相続診断」

そろそろ「終活」…でも何から手をつけていいのかわからない…。それならまずは私たちと一緒に「不安を安心に変える前向き終活」をはじめてみませんか？エンディングノートをもとに、ご家族の相続に関する現状の診断を行い、専門家と一緒に心配事も解決していきましょう。

専門家と一緒に
分からないことや
注意すべきポイントも
丁寧にご説明しながら
すすめていきます



Study meeting for family trust

先日、事務所内で家族信託の勉強会を開催しました。信託の制度が改正され、家族信託ができるようになって10年以上経ちますが、まだあまり普及しているようには感じられません。その理由として、既存の制度とどう違うのかがわかりにくい上に対応できる専門家も少ないという現状があります。

勉強会では、家族信託だからこそ実現できる財産管理や資産承継について、分かりやすくご提案できるようなパッケージづくりが必要という意見も出ました。今後も家族信託への理解を深め、みなさまに合ったサービスをご提供していきます。

**編集
後記**

今号は、家族信託を身近に感じていただくことをテーマにしました。「家族信託をわかりやすく伝える」信託に関わる専門家にとって永遠の課題かもしれません。だって仕組みが複雑なんですから…。信託はこれまでの制度では叶えられなかった願いが実現できる素晴らしい制度です。多くのご家庭で家族信託が活用されるとうれしいですね!! (廣瀬 修一)

発行元

ひろせ司法書士事務所

事務所所在地：香川県高松市木太町1288番地2
TEL 087-813-9913

ホームページ：https://www.officehirose.com
メールアドレス：info@officehirose.com